

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和 3 9 年 3 月世田谷区条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部世田谷区立三島幼稚園の項を削り、同部世田谷区立給田幼稚園の項を次のように改める。

世田谷区立

給 田幼稚園 東京都世田谷区給田四丁目 7 番 1 1 号

別表 1 の部世田谷区立中町幼稚園の項及び世田谷区立松丘幼稚園の項を削り、同部世田谷区立砧幼稚園の項中「同 砧 幼稚園」を「世田谷区立 砧 幼稚園」に改め、同部世田谷区立桜丘幼稚園の項を削り、同部に次のように加える。

同さくらのおか幼

稚園 同 桜丘五丁目 2 番 1 9 号

同たまがわのもり

幼稚園 同 中町四丁目 3 8 番 2 1 号

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。